

令和6年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和6年6月18日（火）14:00～16:00

実施：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 説明
障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の概要
- 2 議 題
 - （1）令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について
 - （2）障害者差別に関する状況について
 - （3）さいたま市障害者相談支援指針について
 - （4）その他
- 3 閉 会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について
- ・ 資料2 令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発について
- ・ 資料3 令和5年度障害者差別集計表（速報値）
- ・ 資料4-1【非公開資料】令和5年度障害者差別相談対応事例一覧
- ・ 資料5 さいたま市障害者総合支援指針等抜粋

出 席 者

委 員・・・大村委員長、森脇委員、若杉委員、宮井委員、月岡委員、
藤本委員、佐野委員、滝澤委員、荒井委員、豊永委員

臨 時 委 員・・・川島臨時委員、川津臨時委員、一ノ瀬臨時委員、竹内臨時委員、
竹野谷臨時委員、黒金臨時委員、清水臨時委員、塚田臨時委員、
塚越臨時委員、紺野臨時委員、遠山臨時委員

事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長
障害政策課職員

欠 席 者

新井臨時委員

1. 開 会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課の荒

木と申します。

本日は、皆様大変お忙しい中、令和6年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、今年度新たに臨時委員に委嘱、任命された皆様につきましては、快くお引き受けいただき心より感謝申し上げます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前に情報提供させていただいた資料といたしましては、

- 1 次第
- 2 委員名簿
- 3 資料1「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)」について
- 4 資料2「令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発について」
- 5 資料3「令和5年度障害者差別集計表(速報値)」
- 6 資料4－1「令和5年度障害者差別相談対応事例一覧」

なお、資料4－1「令和5年度障害者差別相談対応事例一覧」の詳細につきましては、個別具体的な事案でございますので、議題2「障害者差別に関する状況について」の際に画面に表示させていただきます。

- 7 資料5「さいたま市 障害者相談支援指針抜粋」

以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインでの出席委員21名、欠席の委員1名で過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局バリアフリー推進課課長補佐 清水様、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官 高木様に御出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により原則会議公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する7名の方が傍聴会場にお越しですので、傍聴を許可したいと存じます。

ただし、議題2「障害者差別に関する状況について」は、議題の後段において、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、一部非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、議題2のうち、非公開部分に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦ミーティングルームから御退席をお願いいたします。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長からの指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたか分かるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。

それでは、ただ今より令和6年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、障害政策課長の久保より御挨拶申し上げます。

(久保課長)

皆様、こんにちは。

障害政策課長の久保でございます。

さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御出席いただいております皆様におかれましては、平素より、本市の障害者施策の推進について格別の御協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

また、今年度新たに本委員会の臨時委員に委嘱、任命された皆様につきましては、御多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本年度は、例年報告させていただいている、周知啓発の取組計画や差別の状況だけでなく、過去の委員会でも話題にあがっていた「さいたま市障害者相談支援指針」についても、御議論いただきます。

引き続き委員をお引き受けいただいた方、また新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますが、改めて皆様方には、それぞれの御経験やお立場から率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

今後につきましても、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、障害者差別の解消を推進する取組を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日第1回目の委員会になりますので、初めて顔を合わされる方もいらっしゃるかと存じます。大変お手数ではございますが、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。私より御案内差し上げますので、お手元でございます委員名簿の順にお願いいたします。

それでは大村委員お願いいたします。

(大村委員)

名簿で1番にあります、筑波大学の大村と申します。

よろしくお願い致します。

(事務局)

続きまして森脇委員お願いいたします。

(森脇委員)

皆さんこんにちは。

青山学院大学で心理学科の教員をしております、森脇と申します。

よろしくお願い致します。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。

続いて若杉委員よろしくお願いいたします。

若杉委員まだ入室なさっていないそうなので続いて、宮井委員、よろしくお願いいたします。

(宮井委員)

大宮厚生病院の宮井です。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしくお願いいたします。

続いて月岡委員よろしくお願いいたします。

(月岡委員)

埼玉弁護士会の弁護士の月岡でございます。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続いて、藤本委員よろしくお願いいたします。

(藤本委員)

はい、こんにちは。

人権擁護委員の藤本です。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしくお願いいたします。

はい、続いて佐野委員よろしくお願いいたします。

(佐野委員)

はい。

埼玉県社会保険労務士会の佐野と申します。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしくお願いいたします。

続いて滝澤委員、よろしくお願いいたします。

(滝澤委員)

はい、公募委員の滝澤玲子と申します。

仕事柄は高齢者等の見守りということで、さいたま消費者被害をなくす会というところで業務しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。

続いて、りそな銀行の荒井委員、よろしくお願いいたします。

(荒井委員)

はい、荒井です。

私自身、視覚障害者です。

勤務先は、りそな銀行ということで、よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。

続いて豊永委員、よろしくお願いいたします。

(豊永委員)

はい、桜木中学校の教頭の豊永と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。

続いて臨時委員の方に移らせていただいて、まず川島委員よろしくお願いいたします。

(川島臨時委員)

はい、さいたま地方法務局人権擁護課長の川島です。

初めての参加になります。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。

そして続く新井委員は本日欠席とのことですので、続いて川津委員、よろしくお願いいたします。会場にいらっしゃっております。

(川津臨時委員)

さいたま市聴覚障害者協会の会長をしております、川津雅弘と申します。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。

続いて、一ノ瀬委員よろしくお願いいたします。

(一ノ瀬臨時委員)

はい、さいたま市手をつなぐ育成会の一ノ瀬と申します。
よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。
続いて竹内委員、よろしくお願いいたします。

(竹内臨時委員)

さいたま市精神障害者当事者会ウィーズの竹内政治です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい。竹内委員よろしくお願いいたします。
ありがとうございます。
すみません、ちょっと戻らせていただきまして、今、若杉委員入られたので、若杉先生、今、委員の皆さん自己紹介いただいているところですので、若杉委員の方から自己紹介をお願いいたします。

(若杉臨時委員)

はい、岩槻医師会の副会長をしています。まず、この会は多分初めてだと思いますので、皆さんの御意見を伺わせていただきたいと思いますと思っています。以上です。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。
ありがとうございます。
また戻りまして臨時委員の竹野谷委員をお願いいたします。

(竹野谷臨時委員)

はい、さいたま市岩槻区障害者生活支援センターささぼしで相談員をしています、竹野谷と申します。
よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。
続いて黒金委員をお願いいたします。

(黒金臨時委員)

はい、埼玉商工会議所の黒金でございます。
市内の中小小規模事業者の皆様方の経営の御支援をお手伝いさせていただいております。
どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。
続いて清水委員、よろしくお願いいたします。

(清水臨時委員)

はい。
埼玉弁護士会に所属しております、弁護士の清水と申します。
よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。
続いて塚田委員、よろしくお願いいたします。

(塚田臨時委員)

はい、自治医大さいたま医療センターで相談員をしております塚田と申します。
よろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしくお願いいたします。
続いて塚越委員、よろしくお願いいたします。

(塚越臨時委員)

はい、聞こえますでしょうか。
さいたま市の消費生活総合センター所長の塚越と申します。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。
続いて紺野委員、よろしくお願いいたします。

(紺野臨時委員)

はい、特別支援教育室室長の紺野と申します。
よろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしくお願いいたします。
では最後ですね、遠山委員、よろしくお願いいたします。

(遠山臨時委員)

はい、さいたま市大宮福祉事務所長の遠山と申します。
今回から参加させていただきます。
委員の皆様におかれましては、よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。

続きましてですね、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

まず、先ほど御挨拶させていただいた大久保課長でございます。

続いて私、課長補佐の荒木でございます。

(吉野参与)

この4月から障害政策課の方に参りました吉野と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

(久城主査)

障害政策課の久城と申します。

よろしくお願いいたします。

(竹鼻主事)

障害政策課の竹鼻と申します。

よろしくお願いいたします。

(真野主査)

障害政策課の真野と申します。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、委員の皆様と事務局の職員の紹介を終わりとさせていただきます。

それでは以後の進行を大村委員長にお願いしたいと存じますので、以後よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

承知いたしました。

それでは、この後議事進行の方を進めて参りたいと思います。

皆様御協力のほどよろしくお願いいたします。

今日ですね、会議が始まるに先立ちまして、今年度から初めて委員をお務めの方も多数いらっしゃるというふうに伺っておりますので、この委員会の位置付けであるとか説明であるとか、そういったところを事務局からお願いできればと思いますが、お願いできますでしょうか。

(事務局)

はい、それでは、障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の概要について御説明させていただきます。

資料1「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について」を御覧ください。

ノーマライゼーション条例第15条に定める本委員会は、市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること、個別の障害者差別事案に関して申立てがあった場合に助言又はあっせんを行うことなどを目的として設置された附属機関となっております。

また、部会につきましては、障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての位置づけもございます。

しかしながら、本市におきましては、平成23年の条例施行以降、条例に基づく差別の申立てがないことから、障害者差別解消支援地域協議会として設置する障害者差別解消部会と合同で開催し、障害者の差別解消に係る周知啓発や申立てに至らない差別相談の事案等について協議・報告を行っております。

なお、本委員会の臨時委員につきましては、障害者差別解消部会としての任命になることから、本委員会で実施する差別の申し立てに対する助言又はあっせんに関与しないこととなっております。

今年度の今後の開催予定でございますが、年間2回の開催でございますので、本日、第1回の開催となり、第2回の開催は令和7年1月27日（月）14時からオンラインでの開催を予定しております。

以上、簡単ではございますが、本委員会についての説明を終わります。

（大村委員長）

はい、御説明ありがとうございました。この委員会の建付け、それから位置づけについて御説明いただいたところです。障害者差別解消法、それからさいたま市の条例に基づいてこの委員会が設置されているということになります。

それでは、本日の議題に入ります。本日の議題ですが、お配りいただいている次第を御覧いただきますと、議題が大きく3点とその他となっており、1点目が、令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について、2点目が、障害者差別に関する状況について、3点目が、さいたま市障害者相談支援指針についてということになっております。

まず、議題の1番目、「令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について」ということですが、事務局から説明をお願いします。

2. 議 事

議題1. 令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について

（事務局）

それでは、議題1「障害者差別解消に関する周知啓発について」、御説させていただきます。

お配りしております、資料2「令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発について」を御覧ください。

まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」としましては、（1）パンフレットの作成・配布と（2）合理的配慮提供促進事業がございます。

まず、パンフレットの作成・配布についてですが、本市では、主に事業者や市民を

対象とした「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」と、主に小学6年生を対象とした「ノーマライゼーション条例リーフレット」がございます。

「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」につきましては、例年、啓発イベントで配布を行うほか、この後御説明をいたします、合理的配慮提供促進事業の周知と併せ、市内飲食店、医療機関等へ配布をしています。

「ノーマライゼーション条例リーフレット」につきましては、毎年小学6年生向けに配布を行っているもので、各学校において、人権学習の一環として取扱ってもらっております。今年度もより理解を深めてもらえるよう、昨年度に引き続き、子どもから大人まで老若男女問わず、幅広い方を対象として作成した「ノーマライゼーション啓発アニメーション動画」について掲載している「ノーマライゼーション条例 WEB」へのアクセスを促す外、ヘルプマークについての理解も深められるワークシートを、リーフレットと併せて4月下旬に配布をしています。

また、昨年度特別支援教育室の先生から授業に活用しやすいワークシートについて、アドバイスをいただき、リーフレットを見ながら穴埋め形式で学ぶことのできるワークシートに一部使用を変更しております。

次に、合理的配慮提供促進事業について、説明いたします。

本事業の目的といたしましては、障害のある方が日常生活において利用する店舗等の事業所、例えば小売店や医療機関、飲食店、美容室等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするために、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付するという事業です。

交付の例としましては、簡易スロープや筆談ボード、パーテーション等の物品購入に係る費用、また、点字メニューの作成等に係るコミュニケーションツール作成費が対象となっております。

令和元年度に始まった事業で、令和5年度までに合計で32件の申請をいただいております。補助物品としては、折り畳み式簡易スロープや筆談ボード、骨伝導イヤホン等が実績としてございます。

今年度も、より多くの事業者に活用いただけるよう、医療機関や飲食店など、障害のある方が日常的に利用する施設に対して周知を行ってまいります。

続いて、(3) イベントにおける周知についてでございます。

イベントにおける周知としては大きく分けて3点ございます。

まず、①大宮アルディージャ手話応援についてですが、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。

今年度は、7月13日(土)にNACK5スタジアムにおいて実施予定です。当日は、市長挨拶において、障害のある方への理解について触れる予定です。また、啓発グッズやパンフレットの配布などにより、ノーマライゼーションの理念について啓発を行います。

続きまして、②「障害者週間」市民のつどいについてでございます。この「障害者週間」市民のつどいは、12月3日から9日の障害者週間を記念いたしまして、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に、毎年12月に開催しているイベントでございます。

今年度は、昨年度同様、プラザノースと市民広場、きたまちしましま公園にて、12

月7日土曜日に実施を予定しております。こちらのイベントにおきましては、著名な障害当事者等を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、体験等を通じて障害者の理解の推進を図る予定でございます。

最後に③さいたま市ノーマライゼーションカップについてです。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成24年度から実施しているイベントになります。今年度は、来年2月に、ブラインドサッカーの親善試合を実施予定でございます。こちらにつきましては、親善試合を行うだけでなく、パンフレットの配布や障害者差別解消の啓発ブースにおいて啓発を行うほか、ブラインドサッカーの体験イベント等を実施する予定でございます。

続きまして、(4)研修等の実施でございます。こちらは、平成30年度からの取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を実施する予定でございます。昨年度は対面により講話を行いました。今年度はホームページに資料を掲載する形態で実施される予定です。

続きまして、「2 市職員を対象とした啓発」でございますが、大きく、一般の職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」と市長・副市長・局長級職員等を対象とした「ノーマライゼーション推進市職員研修」がございます。

まず、(1)「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施しております。対象はさいたま市役所の全部局の職員でございまして、各課所室等から職員1名が参加することとし、約400名参加する予定です。

また、市内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、体験型の研修を実施する予定でございます。

講義型の研修につきましては、今年度も対面による講義を予定しております。

最後に、(2)ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものです。昨年度は、ロービジョンラボ代表 福迫かずや氏、武蔵浦和眼科クリニック院長 江口 万祐子氏に御協力をいただき、視覚障害(ロービジョン)について御講義いただきました。

今年度につきましては、冬頃に、ボッチャについての研修を実施する予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

御説明ありがとうございました。

今、竹中様から通訳が見られませんかというチャットが入っているのですが、これに関わっては、対応がどうなっているのか、少し御説明と対応が可能かどうか、事務局の方からお願いできるでしょうか。

(事務局)

すみません、事務局です。

情報保障が必要な川津委員が会場で参加されていて、川津委員の前で手話通訳の方が対応している関係で、画面には映ってない状態になっております。

(大村委員長)

はい、分かりました。

ありがとうございます。

竹中様にお尋ねしたいのですが、竹中様が、通訳が必要という状況かどうか教えていただけるでしょうか。

川津委員の通訳については会場で、通訳を対面でされてらっしゃるということですね。

傍聴者については、傍聴者の通訳ということでしょうか。

これは事前にお伝えいただいているということでしょうか。

(事務局)

傍聴の方で事前に情報保障が必要な方については、お教えいただいているところなのですが、只今参加されている傍聴の方で手話通訳が必要という方がいらっしゃいましたら、画面に表示するように変更いたしますがいかがでしょうか。

(大村委員長)

竹中様いかがでしょうか。

傍聴者ですね、竹中様いかがでしょうか。

なるほど、広報に要約筆記があると書いてあったので、申し込みをされたということなのですね。そうすると、要約筆記がデフォルトでこの傍聴されている方も含めて、あるという前提でお入りになられているってことなのでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。

要約筆記については、事前の御要望がなかったということで、先ほどまでは来ていただいていたのですが、帰っていただいたところでございます。

もし必要であれば、会場の手話通訳の状況を放映するような形で対応させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(大村委員長)

これ1人1人、必要な情報保障の状況というのは違いますので、傍聴者の方が条件として、前提として、要約筆記があると書いてあったので申し込んだということだと思うのですが、要約筆記が必要かどうかを書くような欄があったかどうかというのを少し確認したかったところではあります。なので、今、竹中様から画面共有していただけると助かりますということですね。手話通訳が今は入っている状況で、要約筆記はないというふうに伺っていますけれども、手話通訳を画面で見られるような状況にするような形で、もう既に要約筆記は帰ってしまったということですので、それに対応いただければと思います。

それから、これは事務局にお願いですが、事前に「要約筆記があります」と

書いてあった場合には、例えば申し込みができるようなフォーマットがあって、その部分是对应していただくとかって形でお願いできると、ありがたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局)

はい、分かりました。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは、議題の1番目に関わって、先ほど竹鼻さんの方から御説明がありました
が、皆様方から御質問や御意見などがあればお伺いしたいと思いますが、いかがで
しょうか。

はい、清水様。

(清水臨時委員)

はい、では、ノーマライゼーション条例のリーフレットに関して質問させていた
きます。

小さいうちから、このノーマライゼーション条例に関して、御理解いただくために
リーフレットをお送りするのは、いいことだと思うんですけども、これの対象を市立
小学校6年生にしているのは、どうしてかっていうのをちょっと教えていただくこと
と、後こういうリーフレットを、授業での活用を想定して送っているということす
けども、具体的に授業ではどういう形で、実際に実施されているかということ、分
かる範囲で教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

(大村委員長)

はい、なぜ6年生に配布をしているのかということと、実際の授業での活用状況に
ついてお尋ねしたいということですね。

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、障害政策課荒木でございます。

6年生に配布しているのは、主に6年生の社会科の授業の項目で、このノーマライ
ゼーション、共生社会に関連する内容が、丁度小学校6年生の前半の時期に、社会科
の授業の中で採用されるということで、このタイミングで配布をさせていただいて
いるところでございます。

こちらの活用方法については、基本的には学校お任せではあるのですが、授
業で使っていただけるような、この資料にも書かせていただいたようなワークシート、
そちらも作成させていただいて、同時に配らせていただいて、そのワークシートを授
業に活用していただくような形で、利用の方法を推奨しているところでございます。

(大村委員長)

清水委員よろしいでしょうか。

はい、今の質問に合わせて恐縮なのですが、ワークシートを開発いただいたということで、これはこの委員ということではなくて、先生方の方でどなたか御協力いただけた方がいらっしゃってということなのではないでしょうか。どのような形で開発されたか、教えていただけますか。

(事務局)

このワークシートなのですけれども、内容が穴埋め問題的な形で作らせていただいて、ちょっと共生社会について考えていただくような形で、作成していただいたものでございます。

作成に関しては、事務局の方で検討して作ったものでございまして、委員の皆さんとかに投げかけて意見をいただいたものではないです。

(大村委員長)

そうなのですね。

わかりました。

はい、他にそれでは御意見ですとか御質問を受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、川津委員お願いします。

(川津臨時委員)

はい、川津です。

通訳が入ります。

1点目パンフレットについて、パンフレット配布についてですが、差別解消に関するパンフレットということで作っていただいたと思うのですが、先日4月1日から、合理的配慮が法的義務となりました。ですので、パンフレットの内容は合っているのでしょうか。

それでもし漏れや足りない部分があれば、補足して配るべきではないかと思います。それが1点。

もう1点が、市職員対象の啓発についてですが、(1)の部分ですけれども、御説明いただきましたが、その文章を見ますと、車椅子や白杖などの体験をやるという、体験の研修の予定ということになっていきますけれども、講演だけになるのでしょうか。体験を含めて講演ということなのか、その辺りがちょっと曖昧だったので、もう1度はっきり御説明いただきたいと思います。

よろしくお願いします。以上です。

(大村委員長)

はい、1点目はパンフレットで障害者差別解消法に関わって、民間事業者も義務化された、合理的配慮の提供が義務化された部分について、パンフレットにそのことが書いてあるのかどうかというところが1点と、それから2点目は、職員の研修についてということですね、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。

まず、最初のパンフレットの内容ですけれども、確かに4月に改正された内容について、こちら民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことについては、パンフレット自体には記載していないところでございます。

ただ基本的な合理的配慮の内容であつたり、建設的対話が必要だというそういう基本的なことと、あと障害のある方に対する配慮についての、本当に基礎的な内容をご披露させていただいたパンフレットですので、こちらの方にはですね、今御指摘いただいたように改正のことは、とりあえず現時点では触れてはいないところではあります。

ただ改正については、今年の1月の市報さいたま等を使わせていただきまして、4月から合理的配慮の提供については、民間事業者も義務化される旨等ですね、ところどころの啓発させていただく機会の間を通じて、アナウンスはさせていただいたところでございます。

これに加えまして、合理的配慮の提供の補助金事業のチラシですね。

こちらの方には、合理的配慮の提供について、民間事業者が義務化された旨の内容を記載させていただいて、周知啓発をさせていただいているところでございます。

続いて、市の職員研修でございます。

こちらが市の職員向けの研修でございますが、2点ございまして資料で配らせていただいた2のですね、市職員を対象とした研修の(1)の障害を理由とする差別の解消に関する職員研修、こちらなんですけれども、主な内容として、福祉局障害福祉部障害政策課の方でやっている講義型の研修400人を対象にするという講義型の研修を1つやっております。

それとはまた別に、ほぼ時期は一緒なんですけれども、このユニバーサルデザインを所管する部局の方で実施しております、車椅子や白杖の体験型の実習、この2本の研修を実施しているというそういう状況でございます。

(大村委員長)

川津委員よろしいでしょうか。

(川津臨時委員)

はい、ありがとうございました。

(大村委員長)

続いて、パンフレットなんですけれども、今拝見すると13,000部を増刷したと書かれているのですけれども、これ内容を多分皆さん、さいたま市のホームページに載っているのですよね、確か。

なので、内容を少し皆様の方でも御確認いただいて、増刷をするのか、それとも内容を改定したらいいのかっていうのは、恐らく皆様方の判断でしたり、御確認された部分あるのかなと思いますので、次回の委員会のときに、1月に開催されますけれども、その時に、その時までによろしければ御覧いただいて、次のタイミングか次の次のタイミングが分かりませんが、すごく大きな改正があったということは間違いありませんので、その部分をどのような形で盛り込むのか、それとも今のままで

いいのかっていうのを少し、委員の皆様方の目でもお目通しいただいてですね、御検討いただけるとありがたいなというふうに思った次第です。

はい、それでは続きまして、他に御意見ということで、荒井委員お願いできるでしょうか。

(荒井委員)

はい、荒井です。

ちょっと2点ほど伺いたいのですが、1点目は、合理的配慮提供促進事業のところで、導入、購入費用について一部助成をしていますということで、視覚障害に関して言うと、点字メニューなどが助成対象だというふうに伺っているのですが、昨今インターネット環境が整備されてきたり、様々なことがあって、例えばね、インターネット上で視覚障害者でも読めるような形でメニューを作るとか、そういったことをしている事業者も出てきています。

そういった事業者に対して、補助を広げていくというようなことは、考えていらっしゃるのでしょうかということが1点目。

それからもう1点は、市職員を対象とした啓発ですね、こちら2つの研修を行っていると思うのですが、どうもこの研修内容を見ていてですね、果たして本当にこれが、有効に機能しているのかなというのをちょっと疑問に感じる場所があります。

例えば最近の話なんですけれども、来月にはさいたま市みんなのアプリという、みんなのアプリでしたっけ、というのがどうもできるということで、これについて、これなんか、図書館の利用カードとかが登録できたり、或いは地域通貨みたいな形で、利用できたりとかというアプリが、来月どうもできるということらしいのですが、これについて視覚障害者団体の方から市の方に、視覚障害者にとっても利用できるのかというアクセシビリティについて確認をしたところを、担当課からは、アプリのアクセシビリティの向上については取り組むべき事項であると認識しておりますが、現在開発中の段階であり、アクセシビリティ機能を用いた、円滑な操作の検証までは至っておりません、という回答をいただいているということでした。

1ヶ月あまりという状況で、まだ全然検証に至っていないという、本来、多分開発の段階からきちんと視覚障害者の利用を考えて、開発していかないと恐らくきちんとしたユニバーサルデザインのものができてこないのだろうなというふうに思います。

こんな結果になっているのも、本当に果たして市の職員の方々を対象にした研修が、有効に働いているのかなという疑問を持ってしまう。

もう少しですね、その現場に帰って、各現場で生かせるような形の研修に変えていく必要があるのではないかな、というふうに感じています。

またこの先、さらに踏み込むとですね、これについては多分、ここで話し合うことではないと思うのですが、意見として受け止めていただければと思うのですが、例えば明石市なんかでは、条例を作って、色んな施策に関して検討段階から障害者を入れて、障害者の方に入ってもらって進めていくと、検討から実施までの各段階で検証が入るような条例を作って進めています。

本市においても、そういったことを検討していくような時期に来ているのかなというふうに思います。これは意見として受けとめていただければと思います。

以上です。

(大村委員長)

荒井委員ありがとうございました。大きく2点ですね。1つは、合理的配慮提供促進事業に関わること。これは特に物理的なものだけではなくて、メニューの開発、メニューを見やすくする。

それから、例えばアプリケーションなどを使ってそれを見たときに、見られるようなスタイルのメニューを開発するとかそういったところを、ICT対応のところ、何か事業を行ったときに、そのことも対象になるのかどうかというのが1点です。

2点目が、研修が、研修の有効性についてってことですが、事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

はい、障害政策課荒木でございます。

まず1点目のですね、合理的配慮提供促進事業の対象として、そういったアプリですとか、ソフト的なソフト面的なものも対象になるのかといった、御質問なのですがこれも、補助の対象になるか、補助金の要綱に照らして、実際に具体的にどのような内容のものであるかってことも、ちょっと見させていただいた上での判断になるかと思えます。

基本的には、本当に既製品のスロープを購入するうえでの補助、他に転用できないような、合理的配慮の提供だけに特化されるようなものに対しての補助金という内容になっておりますので、具体的にそのネットのメニュー開発とか、こういったものになるのかちょっと見させていただいた上でのちょっと個別の対応に、個別の判断になるかと、こちらは思います。

あと、もう1点目の研修についての御意見のですが、お話いただいた通りですね、この7月から、みんなのアプリとか、新しい事業が各所管の方で進められること、これは、みんなのアプリに限らないのですが、色々新しい取り組み、市の各所管の方で実施するところですので、原則として、情報アクセシビリティの確保です、誰もがどのような状態でも使えるような、利用できるような状況にするっていうのは、大原則で進めたいと思っておりますので、それを庁内各所管に周知するという意味で我々も、この研修の方を実施しているところでございます。

ただやっぱり、御指摘いただいた通り、なかなか不十分であったり、なかなか全職員に一斉に、この内容をお知らせするところまではいってないところでございます。

やっぱり権利擁護委員会のみならず、他の議会等からでもですね、この研修を有効に活用した方が、といった意見はいただいているところですので、ちょっと私共も、今年度すぐにではないのですが、研修のメニューの1つとして、障害当事者の方を、ファシリテーター等にして障害のある方についての配慮等について学んでいく、そういった研修の場を実施するといったことも検討しているところでございますので、今後も庁内の各所管に、この障害のある人もない人も同様に、利用できるようなことを念頭に置いて、施策を推進して欲しいといったことは、いろんな場を通じて周知させていただきたいと考えているところでございます。

(大村委員長)

はい、よろしいでしょうか。

何かございますか。

(荒井委員)

1点目に関しては、特にロービジョン者の場合にはですね、ロービジョン者特有の配慮というのですかね、そこに絞った配慮というのは、なかなか難しいのかなと思います。

例えば文字を大きくするにしても、当然一般の方も見やすくなるのでしょうし、点字って言えば確かに点字を使用する方のみへの配慮ですが、ロービジョン者の場合はなかなかそういう部分が難しいとかですね、その障害特性によってなかなか合理的配慮というのも違ってくるので、なかなか確かに線引きは難しいと思うのですが、なるべく広く拾ってやっていただけるようなことをしていただければなと思います。

それから2点目に関しても、各部局に働きかけていただいているようですが、今日もこういった場で、私からも提言申し上げていますが、是非、障害政策課さんの方から、全各部局の方に、こういったことがきちんと行われ、合理的配慮きちんと行われるようにというのは、是非徹底していただければなと思います。

ありがとうございました。

(大村委員長)

はい、他に御意見を承りたいと思います。

月岡委員から手が挙がっているようです。

お願いいたします。

(月岡委員)

はい、月岡でございます。

質問と意見ですけど、イベントにおける周知というので、大きく3つ、イベントを拝見しました。色々考えていただいて、企画されたものかと思います。ありがとうございます。

ちょっと拝見している中で、例えば1つ目、大宮アルディージャ手話応援や、3つ目、ブラインドサッカーの試合を行う外というふうになっておりまして、2つ目のところは、市民のつどいということで、書かれておりますけれども、1つ目と3つ目については、ちょっと、知的障害や精神障害と言ったところなりを、もう少し意識したような企画というのが、考えられないのかなというふうに思っております。

例えば、1つ目のところで、市長の挨拶等の中で、そういったどうしても手話応援っていうところで考えられる障害というものの以外にも、他にも今申し上げた2つの障害というものもございますし、今3つ目のところでブラインドサッカー以外に、書いているところでは、障害者差別解消の啓発ブースにおける周知活動とありますけれども、ここで、知的障害や精神障害の障害内容は障害特性について、周知する内容を考えて、いらっしゃるのかどうかというのを伺いたいのが1つ。

また、伺いたい点が2つ目ですね、市民のつどいというところで、知的障害、精神

障害というようなところなども含めて、広く色々な障害特性あるので、全般的に御紹介できるような内容で企画をされているのかどうか、ここを伺いたいと思います。

意見としては、色々な障害特性がありますけれども、もちろんイベントごとで、そのイベントに近い障害特性というのがありますけれども、濃淡はあっても、他にも発信力のない障害者の方、知的障害などは、ある種そのような側面あると思いますし、外見からではなかなか分かりにくい障害特性というの、あろうかと思います。

意見としましては、色々な障害特性あるので、それぞれのイベントで濃淡はあってもいいと思うのですけれども、様々な障害の内容特性について、市民の理解、啓発を促すような、企画を考えていただけたらというのが意見でございます。

以上でございます。

(大村委員長)

月岡委員ありがとうございます。

事務局から、どうでしょうか。

(事務局)

はい、事務局障害政策課荒木でございます。

月岡委員、御意見ありがとうございます。

確かに御指摘いただいた通り、この①と③のイベントは、①については手話応援と言っているぐらいなので、やっぱり聴覚障害ある方にフィーチャーしてしまうところで、③についてもノーマライゼーションカップで、主にかといってずっとブラインドサッカーの国際親善試合をやっているの、やっぱり視覚障害者に、どうしてもスポットを当ててしまうイベントになってしまっているのは確かに実情でございます。

ただやっぱりこのような形で、お金かけてイベントをやっているところなので、あらゆる障害種別に対しての理解を深めていただくような内容も、それぞれ加味していくべきだというのは、御指摘の通りでございますので、確かに手話ですとか、ブラインドサッカーってことをフィーチャーしてやっているイベントではあるのですけれども、折角多くの方々にお集まりいただいているので、障害のある人もない人も共に生きられるって基本的なコンセプトの方を押し出ささせていただいて、色々な障害のある方への配慮よろしく願いいたしますといった、そういった内容の周知啓発は工夫してやらせていただきたいと思います。

ちょっと話ずれちゃうかもしれないのですけれども、ちょうど昨年度ですね、災害時障害者支援用バンダナなるものを作成させていただいておりまして、要はヘルプマークの災害時活用版みたいなものでございまして、そこに目が見えません、耳が聞こえませんが、歩けません、力を貸してください、といったような内容を表示できるような、災害時において、そういったバンダナを作成させていただいております。

これを配布するなりですね、こういったもの、こういったバンダナを見た際に関してはですね、手助けをお願いしたい、そういった耳が聞こえないですとか、目が見えないとかいった状態については、やっぱり先ほどおっしゃられた通り、外見からはなかなか分かりにくいものでございますので、それをPRするというか支援を求めやすくするためのツールとして、ヘルプマークがあるところですが、そのヘルプマークの災害時版の巨大なものみたいな形で、そういったバンダナを作成させていただ

きましたので、これを周知啓発するような形で、障害のある方に対する配慮といったものをやっぱり、こういったイベントとかを通じて周知啓発を引き続きさせていただきたいと思っております。

(大村委員長)

月岡委員、いかがでしょうか。

(月岡委員)

はい、ありがとうございます。

見えにくい障害というときに、今御指摘あったところ、耳が聞こえにくいというものも1つでございますけれども、発達障害とか精神障害っていうのも、その1つでございます。知的障害の程度によっては、なかなか分かりにくいところもありますので、そういった点でも留意いただけたらと思います。

どうもありがとうございます。以上です。

(大村委員長)

はい、ありがとうございました。

関連してなんですけれども、例えば、同じ政令市の川崎市さんなんかですと、川崎フロンターレと御一緒に、特に知的障害や発達障害のある方が、なかなかサッカー観戦などもしづらいというところがあるので、そういう方々がサッカーの観戦をしやすいように、企業であるとか団体とかと組んでそういうイベントを開催するところを、実際動画になっているものもあつたりしますので、すごく参考になる良い事例だなというふうに思っております。

折角市として、何か企画をするのであれば、私たちも今、委員として、入ってますけれども、是非企画に参加したいと思っている団体や当事者の方々多いんじゃないのかなと思いますので、何か企画の段階から、一緒に考えられるようなことができる、すごく嬉しいなというふうに思っておりました。

(大村委員長)

はい、それではですね大体1時間ぐらい経過しましたので、次の議題に移らせていただきまして。

(藤本委員)

すみません、人権擁護委員の藤本と申しますが、1点よろしいでしょうか。

(大村委員長)

はい、お願いします。

(藤本委員)

時間のないところ、合理的配慮のところですけども、私が聞き漏らしたかもしれませんが、この事業に対して、支給のパーセントとか、例えば1万円かかったら全額なのか、上限が1万円とか、そういうものはあるのでしょうか。

それとあと、ちょっとあまりにこの件数少ないなと思ったのですが、今後、周知徹底するということですが、今後もし、沢山の方、事業所などから申し込みあった場合に、予算がどのようになっているのかなとちょっと気になるところです。

事業によっては、年間 50 万までとか、なんかその上限を区切られて、もう予定の金額を消化しましたので、駄目ですというような、そういう事業もあるかと思うので、その点を伺いたいと思いました。

それから、本当にこれはこの差別とはまた違うかもしれませんが、常日頃生活していると、点字ブロックがあまりに、何ていうのでしょうかね、軽視されているように思いまして、もう歩いていますと点字ブロックが破損しているところが幾つも見受けられるのです。

ですから、色んな事業にお金を使っていただくのは、それこそ有効活用っていう面で考えると、まず足元からという感じで、点字ブロックの方をちょっと見直して欲しいなと思っております。少し離れるかもしれませんが、その点ちょっと御意見を伺いたいと思いました。よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

はい、まずは前半部分の障害者合理的配慮の関係の予算に関わっては事務局の荒木さんでしょうか。

お願いしていいですか。

(事務局)

はい、障害政策課から荒木でございます。

合理的配慮提供の補助金の上限の関係なんですけれども、こちらの事業がですね、2つの対象経費に分けていまして、コミュニケーションツール作成費といったもののいわゆる点字メニューを作っていただいたりとかする経費については、上限が2万5千円で補助率が2分の1、半分なので、点字メニューの作成で5万円かかったとしたらその半額の2万5千円が補助になるという、税抜きの額で。

次に物品購入費っていうのがありまして、これは折り畳み式スロープとかを購入する経費なんですけれども、これは上限は5万円、補助率が2分の1なので、ですので10万円ぐらいするスロープを購入したとしたら、その半額の5万円が補助金となるという、そういうものでございます。

予算なんですけれども、当然市役所、行政がやることなので予算、計上して事業を実施しているところなんですけれども、お配りさせていただいた資料の通りですね、例年、10万、20万、マックスでも20万円弱ぐらいの補助の実績ですので、大体この程度の補助の申請があった場合には、対応できる経費の予算を令和6年度についても要求しているところでございます。

当然ですね、予算に限りがございますので、恐らく上限に達した場合については、補正予算を要求するであつたりとか、予算の流用をするであつたりとかして、変更するなりして対応するような流れになろうかとは思っています。

ただ、過去の実績からしたとしても、令和3年度のマックスで18万の実績でしたので、恐らく、それを超える申請っていうのは、ないのではないかなと推測しているところでございます。

ただやっぱり、今年度の初めぐらいにあった省エネ家電の補助金とかみたいに、恐らく、予算に上限が来た場合については、無尽蔵に対応できるものにはならないとは考えているところでございます。

あと、続いての点字ブロックの対応なのですけれども、確かに我々も街中歩いている中で見受けられる、散見される状況もなきにしもあらずなんですけど、これはもう見かけた都度ですね、道路管理者ですとか、点字ブロックを管理している施設管理者等に指摘して、随時改善していただくようなことをしていくしかないのかなといったところが実情でございます。

(大村委員長)

藤本委員よろしいでしょうか。

(藤本委員)

はい、ありがとうございます。

何か言いにくいのですけども、今後、周知していくっていうわりに、もうちょっと前向きな、今まで通り 20 万程度で収められるのではないかというのは、ちょっとなんか寂しい答えかなって思いました。

それと、街灯の球切れなどは、よく、くらし応援室に連絡くださいとかってありますよね。点字ブロックっていうのは、一体どこにいったらいいのかなっていうのが常日頃思っていたところなのです。

ですから、生活に支障のある街灯などについては、もう皆さん、すぐに各自治会に行って、そのあと各区役所などにお話することあるかもしれませんけども、点字ブロックっていうのはどうも見過ぎしがちなもので、何か気づいたところがあったら御連絡くださいと、もしできるものだったら市報のどこか片隅に、片隅じゃないですね、市報にでも載せていただけたらなと思っております。

よろしく願いいたします。

(大村委員長)

非常に重要な指摘だったと思います。

先ほど荒木さんの方からは、点字ブロックの破損を見かけたら、それぞれの施設管理者の方に話があるのですけれども、私たち市民の側からすると、どこが、誰が管理をしているのかっていうのが分からない状況が発生していますので、このときに一体どこに誰に言ったらいいのかって、そういう問題が発生するのではないのかなというふうに思っております。

こういうときのそのワンストップ窓口というか、どこにまず言ったらいいのかっていうのって、荒木さんどうしたらいいですか。

(事務局)

はい、障害政策課荒木です。

一番把握してそうなのが、区役所のくらし応援室かと思います。

正直我々も、この道路が国道なのか県道なのか一般道なのか、よっぽど詳しい人でない限り、把握してないと思いますので、まずくらし応援室とかに問い合わせしてい

ただいた上で、どこが管理している道路なのかというのを確認して、その道路管理者、国道であったら、ただ国道のほとんどが市の方に管理移管されている部分になっていると思いますので、恐らく市の北部建設事務所、南部建設事務所の管轄しているのがもう 9 割 9 分道路に関しては、そこの市の建設事務所の方で、管理している状況だと思います。

あと、建物の中とかについては、その建物の管理者が判断するところになるかと思いますが、その建物の管理者の方をちょっと調べていただいて、市有施設であれば各庁舎の管理者ですね、区役所だったら区役所の総務課等にお話いただければ、対応、確認できるものと思います。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

今日の国交省の方が、オブザーバーで参加されているように思いますけれども、もし差支えなければ、他の自治体などでどのような状況があるかですとか、そういうお声があるのかどうかなども含めて、今の問いに対して何かアドバイスいただけると、ありがたいなと思うのですがいかがでしょうか。

(清水オブザーバー)

関東運輸局バリアフリー推進課の清水と申します。

御質問は道路ってことですか。道路に限らずですか。

(大村委員長)

主に道路ですね、主に道路で、やっぱり点字ブロックが破損しているようなものを見かけて、ただどこが道路を管理しているのかっていうのが、一般市民はなかなか分からなくてという話題も出たところで、そのような話が出ているのかどうか、一時的にどこにお伝えしたらいいのかとか、そのあたり、もし御助言いただけるとありがたいなと思ったのですがいかがでしょうか。

(清水臨時委員))

そうですね、道路の有無については、ちょっと私どもの方の、運輸局の方でちょっと所掌しているものではないのですが、やっぱり道路管理者になるのだと思うのですけど。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

すみません、専門外のところをお伺いしてしまいまして、大変申し訳ありません。ありがとうございます。

それではですね、すみません、私の進行があまりよくなくて、残り 50 分ほどになっておりますので、ひとまず先に議論を進めさせていただきまして、まだおっしゃりたいことのある委員、沢山いらっしゃるのではないかと思います、後で御意見を伺う時間を取りたいと思います。

それでは続きまして、2 番目の議題に行きたいと思います。

議題の2番目「障害者差別に関する状況について」、事務局から説明をお願いします。

議題2. 令和5年度障害者差別集計表(速報値)について

(事務局)

それでは、議題2「障害者差別に関する状況について」御説明いたします。資料3「令和5年度障害者差別集計表(速報値)」御覧ください。こちらは、令和5年度に市が相談を受けた障害者差別事例について集計したものです。

令和5年度1年間の対応件数としましては、4件でございます。

まず、各区の対応状況ですが、4件のうち1件は見沼区、3件は障害政策課で対応しております。対応した組織の内訳が右側の②のグラフになります。

次に、③「被差別者の性別」では、男性2名、女性が1名、不明が1名となっております。④の「被差別者の年齢」では、30代が1名、50代が1名、不明が2名です。

次に、⑤の「被差別者の障害種別」でございますが、手帳未取得の方が1名、視覚障害の方が1名、精神障害の方が1名、精神障害及び知的障害の方が1名となっております。⑥の「被差別者の障害等級」ですが、1級及びBの方が1名、未取得が1名、等級不明が2名という状況でございます。

次に2ページ目、⑦「差別の相談者」ですが、本人からが3件、日本盲導犬協会からが1件となっております。

⑧の「差別の分類」につきましては、建物や施設利用に関することが2件、日常生活に関することが1件、雇用に関することが1件でございます。

次のページが参考に過去5年の相談件数について記載しているものです。年間の相談件数としては、年度によって数件の前後はあるものの、4件程度で推移しております。

分野別の件数を見ますと、日常生活におけるいずれの場面においても差別に関する相談が挙げられており、大きく偏りのある分野は見られません。

以上で資料3の説明を終わります。

ここからは、個別事案の報告となります。傍聴者の方は、事務局にて待機室に移動の処理を行います。終了後、ミーティングルームへの入室処理を行います。今の時点をもって退室される方につきましては、御自身の端末で「退室」を押していただくようお願いいたします。

それでは、事務局にて作業を行いますので、少しお待ちください。

議題3. 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針とさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について

(事務局)

すみません、お待たせいたしました。

それでは、入室の処理が終わりましたので、議題3「さいたま市障害者相談支援指針について」御説明いたします。資料5「さいたま市障害者相談支援指針抜粋」を御覧ください。

まずこの支援指針ですが、さいたま市地域自立支援協議会において、相談支援業務

に対する行政の公的な性格をもつ文書としての実務指針が必要不可欠と考え、平成 23 年 4 月に相談支援に関する実務指針として作成したものです。こちらは、毎年改訂をしているというのではなく、随時実態に合せ、必要に応じて改定を行っております。

本委員会においても、以前より差別相談部分について御意見をいただいていたこともあり、議題として取り上げさせていただいた次第です。

第 1 回会議において皆様からいただいた御意見を事務局で持ち帰り、次回第 2 回において改訂案を提示させていただき確認いただいたうえで、令和 6 年度改訂案として自立支援協議会に諮るという流れで検討を進めていければと考えております。

また、相談支援指針冊子の改定については、国の改正があったタイミングで数年に 1 度の改定としており、昨年度行っているため、直近での刷り直しは行いません。そこで、今年度自立支援協議会において承認された場合には、関係機関へ改定の周知を行い、冊子としての反映は次回の改定のタイミングで行うものとなります。

なお、今回お配りしている資料は、「さいたま市障害者相談支援指針」のうち、1. 障害者に対する差別事案への対応、2. 障害者に対する差別の定義、3. 差別事案における各機関との連携、4. 障害者に対する差別に関わる時の留意点、障害者虐待・差別相談票の様式を抜粋したものです。

併せて、昨年度末に、令和 6 年 4 月 1 日～障害者差別解消法が改正され、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、庁内用として作成した、「事業者からの合理的配慮の提供に関する相談連絡票」の様式を配布しております。

なお、事前に大村委員長と森脇副委員長に御協力いただき、各相談票の様式につきましては、事前に確認をお願いし、御意見を頂戴した部分については、赤字記載としており、事務局修正案と既存の様式の 2 種類を資料として配布しております。

本日は、資料 5 について、修正の必要がある点、追記の必要があると考えられる点等について、御議論いただければと思います。資料の量も多いところではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(大村委員長)

事務局、説明は以上でよろしかったですか。

(事務局)

以上になります。

(大村委員長)

はい、ありがとうございました。

障害者差別解消法の施行に伴って障害者に対する差別事案への対応というのが、これは、障害者相談支援指針という、かなり分厚い冊子がさいたま市にはあるのですが、これも、これは支援課の職員であるとか、障害者生活支援センターの職員などを中心に、どのように相談対応するのかということが書かれている冊子になりますけれども、その基準に書かれているのが、差別の全ての対応もこの相談支援指針の中に書かれているということですね。

この対応について、今回の法改正を受けて、修正をする必要があるのも、その修正点について、今後検討したいということで、今日はまず事務局の方から原案が示され

たということになっています。

方向性としては、今日、皆様方に御提示させていただく。それから、この後、次の委員会のときまでに、皆様方に持ち帰っていただいて、御検討いただいた後、もう1度議論をする。

そして、その後自立支援協議会の方で、この相談支援指針自体の変更に、変更の決をとる必要がありますので、そちらに審議を図るという、そんな御提案があったかと思います。方向性についてはよろしいでしょうか。

はい、よろしければ一体どこをどう直すのか、直したいと思っているのかっていうのを、少しポイントを説明いただけると助かるのですがいかがでしょうか。

(川津臨時委員)

川津ですよろしいでしょうか。

(大村委員長)

すみません少々お待ちください。

事務局から、具体的にどこをどう直すのかという説明をいただこうと思っています。修正のポイントの説明を事務局からお願いしていいですか。

(事務局)

すみません事務局です。

事務局の方で、今修正を想定しているところにつきましては、こちらの今画面共有させていただいているところの赤字部分です。事前に委員長と副委員長の方から御意見いただいたところになるんですけども、こちらにつきまして、性別のところ、元々男女だけだったのですけれども、その他を入れる必要があるのではないかとということであるとか、被差別者のところで、手帳取得状況っていう文言にした方がいいのではないかっていうところで、この赤字部分のところを、御意見いただいております、こちらの相談票については、赤字になっているところをメインに、修正ができればなと考えております。

それと併せて事業者からの合理的配慮に関する相談連絡票の方を、昨年度末に作成させていただいたということで、先ほどお伝えさせていただいたところなんですけれども、こちらの相談連絡表の下に、私どもの方で記載例ということで、記載例をつけているんですけども、こちらの下参考、模範対応例のところ、こちらの文言について、差別解消法に関するところで、事業者に対する障害を理由とする差別が禁止されていることとか、合理的配慮の提供が義務化されているっていうところの、説明が不十分であるっていう御意見をいただいております、こちらについても、おっしゃる通り内容が薄くなっていて、不十分な点が見受けられましたので、こちらについても少し厚くするという方向で考えております。

(大村委員長)

竹鼻さん、説明は以上でよろしいでしょうか。

(事務局)

その他の障害者に対する差別事案等の対応につきましては、皆様から御意見いただいて、その後、事務局の方で持ち帰らせていただいて、内容を検討させていただければと考えているところです。

よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

はい、ありがとうございました。

現行の虐待と差別の相談票、これは支援センターと支援課の方で受け付けるスタイルになっていて、かなり詳細に障害の種別であるとか、手帳を持っているかどうかだったり、住所だったり、かなり御本人の状況が詳しく聞くようなそういうスタイルになっています。

相談票ですね、支援課と支援センターで受け付ける相談票の様式の変更、それからもう1つは、事業者から合理的配慮の提供に関する何か相談が入ったときですね、その時に庁内で統一した票を使って、相談が上がるような形にしてはどうかということで、相談連絡票というのを作成してあるかと思うのですけれども、こちらの方も併せて、特に参考の部分を加筆するような形でという提案になっております。

はい、ここまで説明したところですが、皆様の方から御意見とか、この後進めていく進め方などについて、御意見があれば伺いたく思います。

いかがでしょうか。

はい、清水委員お願いいたします。

(清水臨時委員)

修正点について2点御意見を申し上げます。

1点目ですが、障害者虐待サービス相談票に関しまして、性別の欄、そもそもその欄自体を設けるのはどうかというふうな気がしまして、ソジハラという性的自認についても、御本人として言いたくないということもございますので、それを求めるのはどうかという気もしておりますので、そこを削除した方がいいかなという意見を1点申し上げます。

あと2点目ですが、事業者からの合理的配慮の提供に関する相談連絡票の過失欄のところの2行目ですかね、令和6年4月より合理的配慮の提供は、次に法的義務とされているところ、「法的」というのを入れた方がよろしいかというふうには思った次第でございます。

以上でございます。

(大村委員長)

はい、ありがとうございました。

御意見として承りたいと思います。

他に皆様方の方でいかがでしょうか。

はい、森脇委員お願いいたします。

(森脇委員)

森脇でございます。

私の方の事前に事務局の方からお話いただいて、ちょっと確認できる範囲でということでは修正案を申し上げたのですけれども、その時にちょっと、もう少し議論ができればいいなと思っていたので、ここでお話させていただきますと、1つはかなり細かい個人の情報をお伺いするような相談票になっておりますので、個人情報のなんていうのですかね、取り決めというのが、この＋αで行われるのかどうかというところちょっと気になっておりました。

その改善策の方法として1つは、やっぱりこの相談票全て、先ほど清水委員からもお話あったと思いますけれども、項目として全て埋めなくてはならないというようなものではなくって、ある程度聞き取れる範囲で聞き取る、もしくは、御報告いただける内容で記入してよいとかってというような記載があるとかっていうことが、必要なかなというふうに思ったのと、この情報自体がどういうふうに、使われていくのかっていうことを、ちゃんと相談された方に報告できているのかなっていうところが、1つ課題かなというふうに思っております。

情報の範囲として、どこまで伝えるかっていうことを確認しましたよってというようなチェック欄みたいなのが、例えばあるとかっていうのは、大事なのではないかなと思います。

事務局で相談を受けた場合のということになると思うのですけれども、これ庁舎の中の例えば、色んな部署がこういうものを使うようになっていくことも、例えばこれ今後想定されるので、庁舎内では個人情報も含めてその相談内容が行ったり来たりするようなことがあると考ええると、ちょっと範囲といいますか、どういう取り扱いになるのかっていうところを少し明確にさせていただくといいのかなというふうに思っております。

以上です。

(大村委員長)

森脇委員ありがとうございます。

個人情報に関わる部分で、御本人への提示の仕方、それからその保護に関わるところで御意見いただきました。

他に皆様いかがでしょうか。

はい、佐野委員お願いいたします。

(佐野委員)

すみません、これ本文に関わる場所でもよろしいですか。

(大村委員長)

お願いいたします。

(佐野委員)

分らないところがあったのでお伺いしたいのですけれども、213 ページの前半の方ですかね、213 ページの下から最後の方の中でいうところ「さいたま市外においてさいたま市に居住・通勤・通学している障害者が差別を受けた場合は、申し立てを行うことができない」また「さいたま市に居住・通勤・通学していない場合は、申し立

てを行うことができない」とあるのですけれど、すみません、私が不勉強なので教えていただきたいなと思うのですが、これを読むと、例えば市外の方が市内の事業者を何かがあった場合は、さいたま市への申し立てはできないということで、その人が住んでらっしゃる市町村なりに、申し立てをするということになるのでしょうか。

(大村委員長)

はい、事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、障害政策課荒木でございます。

御指摘の通りですね、その自治体の条例の作りによるかとは思いますが、とりあえず、さいたま市の条例の作りでは、市民、障害のある市民の方からの申し立てという形になりますので、さいたま市に、居住、通勤通学している方でないと対象にはなりません。

例えば、東京都民の方とかが、さいたま市内の事業所において差別を受けた場合については、東京都等に条例があるのであれば、その条例に従って対応していただくといった対応になるかと思います。

(佐野委員)

なるほど分かりました。

もしそういう場合は、例えば市内の事業所に対して、何らかの申し立てが行われた場合であっても、その情報が別にさいたま市に来るわけではないという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、障害政策課荒木です。

状況確認等で、先方の自治体から確認とかが来る場合については、もしかしたら、情報提供あるかもしれないのですけれども、場合によっては、我々が知ることなく調査と、そういったあっせん等が進められるということもあり得ると思います。

(佐野委員)

分かりました。

ありがとうございます。

(大村委員長)

はい、続いて荒井委員から手が挙がっているようですが、お願いできるでしょうか。

(荒井委員)

はい、荒井です。

合理的配慮の提供に関してなんですけれども、今年の3月に1つ、J I Sの規格が発効してましてJ I S-Yの0201。

アクセシブルサービスに関するJ I Sというのが、発行されています。

これは障害のある方とか高齢の方が、社会参加する際に、事業者がどのようなサービスを提供するかという標準を定めているものなのですがけれども、こちらはもうさいたま市としては、J I Sの内容とかは把握されておりますでしょうか。

(大村委員長)

荒井委員、今の御質問の趣旨は、アクセシブルサービスに関わる標準基準ができていて。

(荒井委員)

多分、これを今後の相談における指針になるのかなと思うのですがけれども、きちんと把握はされておりますでしょうか。

(事務局)

はい、障害政策課荒木でございます。

とりあえず現時点で、ちょっと我々も情報は把握してないところでございます。

(荒井委員)

分かりました。

こういったJ I Sができていて、障害別とか場面別にこういった合理的配慮の標準的なものは、こういうものだというのが示されています。

J I Sの規格化されていますので、相談支援にあたっては、こういったものを今後根拠の1つとして活用していくということをしていただければと思います。

よろしくお願いします。

(事務局)

すみません。

荒井委員もう1回ちょっと、我々も不勉強なので分からないので、J I S規格？

(荒井委員)

J I Sです。

はい、日本産業規格ですね。

J I Sの規格です。

(事務局)

0201？

(荒井委員)

Yの0201です。

(事務局)

日本産業規格のY0201。

かしこまりました。

ちょっと我々の方も調べさせていただきたいと思います。

(荒井委員)

はい、よろしくお願いします。

(大村委員長)

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、また皆様方の方で御意見であるとか、それから今日の議論を聞いて、さらに考えることなどおありになる方いらっしゃるのかなと思いますので、是非事務局の方に御意見、いただけるとありがたいかなというふうに思います。

事務局いかがでしょう。

今から1ヶ月後1ヶ月以内ぐらいでも大丈夫ですか、少し長いですか？

(事務局)

すみません、事務局です。

1ヶ月後を期限に、御意見あれば事務局の方にお送りいただければと思いますので、是非よろしくお願いします。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、そのようにお願いできれば幸いです。

それでは次の議題ですけれども、こちらで御用意したものはなく、皆様方の方から何か報告事項であるとか、議題がおありになる方いらっしゃるでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、それでは全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

(川津臨時委員)

すみません、川津です、よろしいでしょうか。

(大村委員長)

お願いいたします。

(川津臨時委員)

はい、確認があります。

今年4月1日から障害者差別解消法の合理的配慮については、義務化になりました。ですから、実際に障害者、障害のある方々が、改正後に変化を感じていらっしゃるかどうかという情報について、私はちょっと存じ上げていないので、例えば手話通訳や要約筆記に関しては、特に変化がありません。

ただ、他の当事者団体はどうか分かりません。

例えば、電車の中で駅等でのコミュニケーションですね、例えば、駅の窓口に駅員さんがいない、私達聞こえない者にとっては、駅員の人とのコミュニケーションが取

れないという課題が実際にあります。

他の当事者の方々、どのような変化を感じてらっしゃるかといったことを、情報共有することが必要だと思います。

また、行政の方でそういったことについて、把握をされていれば御報告いただければありがたいと思います。

それが1点。もう1点目が障害者のサービスですね、施設等での障害サービスですね、虐待や、そういったことがあった場合、それを防ぐための研修等があると思います。

そういった施設では、そういった研修等が今まで通り行われると思うので、それについては大丈夫だというふうに思っているのですが、一方で事業者ですね、一般企業や事業者については、差別等の事案について、指導する立場の方が、行政からは難しいと思います。

ですから、その企業に責任を持って研修等を開くというような働きかけなど、対応について、やはり行政の方で考えていただかなければならないと思います。

そういったところの検討が進んでいるかどうか、どのような状況であるかということをお教えいただきたいのですが、お時間がないようであれば、記録でも構いませんので、御報告いただきたいと思います。

(大村委員長)

はい、大きく2点ありました。

1つは変化に関わってですね、障害当事者の方々がどのように感じていらっしゃるのか、変化があるのかどうか。

これ市民会議のような場でも、恐らく共有できるような、そういう機会もあるのかなとも思いながらですね、できればそういうところで議題に上げていって、話を聞いていきたいところだなとも思いながらお話を伺っておりました。

それから、研修に関わって、すごく重要な御指摘いただいたというように思うので、今年度計画しているその研修は、もう既に、今日御報告した部分で研修を既にされているかと思うのですけれども、具体的にこういう研修をやったらいいいのではないかとあるとか、それから市もリソースが限られていると思いますので、このような形で事業者に対して、こういう研修を打つのが望ましいのではないかとといったことも含めてですね、できればこういう場で議論ができるといいなというように、議長としては思うところなので、少しそういう議題をこの以降、議論できるような場がつかれるといいかなというふうに個人的に思ったところです。

はい、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しさせていただきます。

【事務局後日回答】

障害者差別解消法の改正による変化については、今年度第2回目ないし3回目の市民会議において、参加者から御意見をいただく方向で準備を進めております。

また、事業者向け研修においては、昨年度よりさいたま市ホームページにおいて、差別解消法改正に関わる事業者向け研修動画を掲載しているところですが、各企業が責任を持って研修を実施するような働きかけについては、現状実施できていないとこ

ろですので、今後の課題として検討してまいります。

(事務局)

それでは、本日は長時間にわたりまして、貴重な御意見をいただき誠にありがとうございました。

次回の日程でございますが、年明けの1月27日の月曜日を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会議の進行に御協力いただきありがとうございました。

以上でございます。

ありがとうございました。